

令和元年10月から始まった 幼児教育・保育 無償化のご案内

○無償化の対象は「**保育が必要**」な以下の利用者のみです。

対象者：①3歳から5歳まで（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間）
の全ての子ども

②0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども



上記対象者のうち、認可保育所（地域型保育事業を含む）の入所申請をし、既に認定を受けている方（以下の①②の方を除く）は、新たな申請は必要ありません。

①育児休業を延長される方は、無償化の対象となりません。復職された場合は、復職日の入った勤務証明書をご提出ください。
無償化の「みなし認定」を行います。

②求職活動を理由に申請いただいた方は、令和2年4月1日～5月31日の2ヶ月間のみの認定となります。
それ以降は無償化の認定申請を行ってください。その場合、求職活動を利用とした申請はできません。

○無償化の認定申請方法は以下のとおりとなります。

<提出書類>

1. 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（法第30条の4第2号・第3号）
2. 以下のいずれかの添付書類

★「保育の必要性の認定」については、就労等の要件があります★

- (1) 居宅外労働（外勤・居宅外自営）及び居宅内労働（居宅内自営・内職）に従事する方
→週3日以上、週12時間以上の就労を常態としている方
- (2) 病気や障がいがある方
→1ヶ月以上の入院、常時病臥・感染症、障害者手帳をお持ちの方、保育が困難と記載の診断書をお持ちの方
- (3) 介護にあたっている方 →週3日以上、日中週12時間以上の付添い・居宅外介護を行っている方
または、保育にあたることができない程度の居宅内介護を行っている方
- (4) 就学している方
→日中、週3日以上、週12時間以上、一定の要件を満たす学校等への通学又は通所を常態としている方
- (5) 出産予定の方（出産予定月及びその前後2ヶ月の5ヶ月以内）
→出産前後の休養のため保育にあたることができない方
- (6) 災害にあわれた方 →火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることができない方

上記内容に対して、以下の該当する書類を添付してください。（両親ともにア～キのいずれかが必要）

| | |
|----------------|--|
| ア 外勤・内勤 | 勤務（予定）証明書（市指定様式あり・会社記入） |
| イ 自営業・親族経営会社勤務 | 就労状況申告書（市指定様式あり・会社又は自身で記入。添付書類は様式に記載あり。） |
| ウ 就労内定の方 | 勤務（予定）証明書（市指定様式あり・会社記入） |
| エ 病気や障がいがある方 | 障害者手帳の写し・診断書等（ご相談ください。） |
| オ 介護にあたっている方 | 介護保険被保険者証の写し・スケジュール表等 |
| カ 就学 | 在学証明書・スケジュール表等 |
| キ 出産予定 | 母子健康手帳の写し |
| ク 求職活動中の方 | 就労確約書（市指定様式・自身で記入。添付書類は様式に記載あり。） |

★様式データは、狛江市役所HP (<https://www.city.komae.tokyo.jp>)に **狛江市役所 無償化**掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

検索

ホーム > 子育て・学び > 子育て > 給付金・補助金 > 幼児教育・保育の無償化について

裏へ